

第55号議案

品川区指定障害児入所施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例

1 制定理由

児童相談所の設置に伴い、東京都が行っている指定障害児入所施設の指定事務について区に移管されることとなる。については、児童福祉法（以下「法」という。）第24条の12第1項および第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設の人員、設備および運営に関する基準を定めるとともに、法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の規定に基づき、指定障害児入所施設の指定に係る条例で定める者について、条例で定める必要があるため、本条例を制定する。

2 障害児入所施設の概要

(1) 障害児入所施設の種類および内容

① 福祉型障害児入所施設

保護、日常生活における基本的な動作および独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う。

② 医療型障害児入所施設

保護、日常生活における基本的な動作および独立自活に必要な知識技能の習得のための支援および治療（医療法上の病院の指定）を行う。

(2) 利用対象児童

身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）または、難病のある児童。

3 施行期日

令和6年10月1日